

地方議会制度の概要⑤ ～議会の議決権～

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に列挙されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができる」とされている。

議決事件

- ① 条例の制定・改廃（法 § 14）
 - ② 予算の議決（法 § 211・218）
 - ③ 決算の認定（法 § 233）
 - ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
 - ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ①）
 - ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け
 - ⑦ 不動産の信託（法 § 237②）
 - ⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ②）
 - ⑨ 負担付きの寄付・贈与
 - ⑩ 権利の放棄
 - ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用（法 § 244の2 ②）
 - ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
 - ⑬ 損害賠償額の決定
 - ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
 - ⑮ 法律又はこれに基づく法令により議会の権限に属する事項（例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定 等）
- ※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件について議会の議決事項を定めることができる（法 § 96②）

※ 専門的事項に係る調査（法 § 100の2）

議案の審査又は当該団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる。